

(自 令和 3年 7月 1日 至 令和 4年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人山友会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社団医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 和歌山県海南市且来632番1
- (3) 設立認可年月日 平成11年12月16日
- (4) 設立登記年月日 平成11年12月27日

2 事業の概要

(1) 本来業務

診療所	山本医院	海南市且来632番1	一般病床	0床
			療養病床	0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 3年8月28日 令和2年度決算報告の承認

令和 4年6月26日 社員総会、役員報酬の件
 理事.山本昇平7月1日より常勤になる為報酬検討
 7月分から報酬支払は450,000円決定.承認

様式3-4

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 山友会

所在地 海南市且来632番1

貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位;千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I流動資産	38,112	I流動負債	13,835
II固定資産	23,907	II固定負債	232
1有形固定資産	20,907	負債合計	14,067
2無形固定資産	0	純資産の部	
3その他の資産	0	科目	金額
		I資本金	10,000
		II資本剰余金	
		III利益剰余金	37,952
		IV評価・換算差額金	
		純資産合計	47,952
資産合計	62,019	負債・純資産合計	62,019

法人名 医療法人山友会

所在地 海南省且来632番1

損 益 計 算 書
(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

(単位;千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	93,773
2 事業費用	83,116
本来業務事業利益	10,657
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業収益	
事業利益	10,657
II 事業外収益	3,662
III 事業外費用	101
經常利益	14,218
IV 特別利益	190
V 特別損失	
税引前当期純利益	14,408
法人税等	3,559
当期純利益	10,849

※医療法人整理番号

様式2

財 産 目 録

(令和 4年 6月30日現在)

1. 資 産 額	62,019千円
2. 負 債 額	14,067千円
3. 純 資 産 額	47,952千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	38,112
B 固 定 資 産	23,907
C 資 産 合 計 (A+B)	62,019
D 負 債 合 計	14,067
E 純 資 産 (C-D)	47,952

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有)

建 物 (□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有)

法人名 医療法人 山友会
 所在地 海南市且菜6-3-2番1

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし	/								

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	山本雅規	医師	当法人理事長	不動産賃借料	4,572	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 不動産の賃借料は、近隣相場を参考にしている。

医療法人 山友会

理事長 山本雅規 殿

私は、医療法人山友会の令和3年度会計(令3年7月1日から令和4年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、業務報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年8月21日

医療法人 山友会

監事 辻 好基

